



大切な財産を大切な人に円満に引き継いでいくために 〜〜 相続・贈与を考えてみませんか 〜

相続時精算課税

- 贈与財産から相続時精算課税の特別控除額を控除した残額に一定の税率を乗じて算出した金額の贈与税を支払い、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、既に支払った贈与税額を控除するものです。

- 相続時精算課税は次の要件に該当する場合に贈与者が異なるごとに選択することができます。

- ◇ 財産を贈与した人(贈与者) → 60 歳以上の父母又は祖父母
(住宅取得等資金の贈与の場合には特例があります。)
 - ◇ 財産の贈与を受けた人(受贈者) → 20 歳以上の者のうち、贈与者の推定相続人である子又は孫
- (注) 相続時精算課税を選択できる場合(年齢は贈与の年の 1 月 1 日現在のもの)

- 贈与財産の価額から控除する金額は、特別控除額 2,500 万円となっています。
なお、前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500 万円から既に使用した額を控除した金額が特別控除額となります。

- 税 額 特別控除額を超えた部分に対して一律 20%の税率で計算します。

- 贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額(贈与時の価額)を加算して相続税額を計算します。
その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は還付を受けることができます。

- 一度この相続時精算課税を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年贈与」へ変更することはできません。

- この制度を選択しようとする者は、贈与税の申告期間内に相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書に添付して税務署へ提出することになります。

※ 個別具体的な税務については、税務署又は税理士等にご相談して下さい。